

令和8年度の領事・旅券手数料について

令和7年3月16日(DPS 総26第12号)

在デンパサール日本国総領事館

1. 4月1日申請分から適用される令和8(2026)年度分領事・旅券手数料が確定いたしましたのでお知らせいたします。詳細は当館ホームページをご参照ください。

https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/02_09fee.html

※領事・旅券手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。

2. 3月31日以前に申請された場合は、交付日が4月1日以降であっても、交付時に令和7年度の領事・旅券手数料が適用されますので、ご注意ください。

(了)